

厚生保健委員会

幼保運営課

市立幼稚園における学級編制基準及び預かり保育事業の見直しについて

市立幼稚園の園児数減少などの状況を踏まえ、令和 8 年度から市立幼稚園における学級編制基準及び預かり保育事業の見直しを以下のとおり行います。

1 見直し内容等

(1) 複式学級に関する学級編制基準

年度	学級編制
令和 7 年度	① 4 歳児・5 歳児の園児数が合計で 9 人以下の場合は、4・5 歳児の複式学級とする。 ② 満 3 歳児が入園した場合には、3 歳児・満 3 歳児の複式学級とする。
令和 8 年度	① 4 歳児・5 歳児の園児数が合計で 9 人以下の場合は、4・5 歳児の複式学級とする。【変更なし】 ② 園児数が 1 人以下の学年がある場合は、上の年齢もしくは下の年齢の学級との複式学級とする。（複式学級の園児数の上限なし）【新規】 ③ 全園児数が 6 人以下の場合は、3・4・5 歳児の複式学級とする。（園に担任以外の正規職員を配置。また、満 3 歳児を含む途中入園児がいた場合は、6 人を超えて当該複式学級に受け入れ可能とする）【新規】 ④ 満 3 歳児が入園した場合は、最も年齢が下の学級との複式学級とする。【変更】

【期待する効果】

- ・ 集団での学び場の保障と柔軟な教育環境の確保
- ・ 在園児 0 人の学年へ途中入園の受け入れ体制の確保

(2) 預かり保育

① 職員配置基準

年度	長期休業中の預かり保育実施（19 園）		長期休業中の 預かり保育なし （3 園）
	朝の預かり保育あり （17 園）	朝の預かり保育なし （2 園）	
令和 7 年度	担当職員 <u>1 人</u> キッズサポーター 1 人		原則 キッズサポーター 1 人
令和 8 年度	担当職員 <u>2 人</u> キッズサポーター 1 人	担当職員 1 人 キッズサポーター 1 人	

※ 担当職員は、原則、正規職員

※ 園数は、令和 7 年度の預かり保育実施園数（休園中の 1 園を除く）

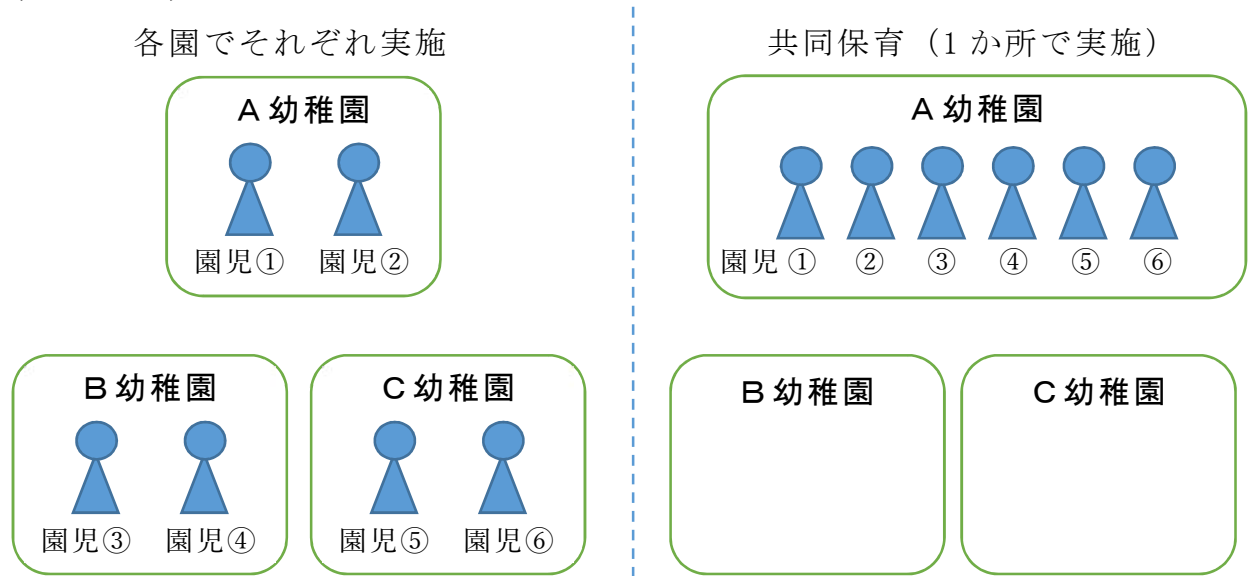
〔その他〕

預かり保育担当職員の増員については、現行職員の配置換えなどにより実施する。
(複式学級の拡大や規模適正化による人員減、役職定年職員の活用などにより対応)

② 長期休業中の共同保育

預かり保育を実施している近隣の幼稚園同士が、長期休業中のみ共同で預かり保育を実施することを可能とする。

〔イメージ〕



〔実施の要件等〕

- ・ 共同保育の実施日・実施場所は、共同保育を実施する園同士で相談し、設定する
- ・ 保護者への事前の説明と理解が必要
- ・ 共同保育を行う幼稚園に保護者が直接送迎を行う
- ・ 共同保育を行う幼稚園同士で、園児の情報を十分共有する
- ・ 他園の園児を共同保育で預かる日には、当該園児の所属する幼稚園の職員の勤務があることが望ましい
- ・ 預かり保育を実施していない幼稚園に在籍する園児については利用不可

【期待する効果】

- ・ 幼稚園教諭の研修時間の確保による幼児教育の質の向上
- ・ 保護者等のニーズに応じた預かり保育の実施日数の増加
- ・ 長期休業中の期間における集団での学び場の保障
- ・ 幼稚園教諭の時間外勤務の縮減

主な複式学級編制（例）

新基準 該当番号	園児数					学級数				
	満3歳	3歳	4歳	5歳	計	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
①	—	2	4	5	11	—	1	複式学級 1		2
②	—	2	1	9	12	—	複式学級 1		1	2
③	—	2	2	2	6	—	複式学級 1			1
④	希望有	0	3	9	12	複式学級 1			1	2